

# **岩見沢市絵画ホール条例の一部を改正する条例の概要**

## **第1 改正の趣旨**

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から入館料の引上げを行う。

## **第2 改正の内容**

岩見沢市絵画ホールの入館料の引上げを行う。

## **第3 施行期日**

令和8年4月1日

岩見沢市条例第40号

岩見沢市絵画ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市絵画ホール条例の一部を改正する条例

岩見沢市絵画ホール条例（平成2年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第12条関係）

区分	入館料
一般	300円
高校生・大学生	210円

※中学生以下は無料とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。